

更新時の道路占用協議書の作成方法（電子申請システムの操作手順）

1. はじめに

国等の各機関のパソコンで、既に、当事務所が同意した道路占用物件の更新(占用期間の延長)をする場合、あらかじめ、以下の書面のいずれか1種類を準備し、そのデータをパソコンのデスクトップにPDF形式で保存して下さい。

2. 更新対象の道路占用の同意件数が少ない場合

更新対象の道路占用の同意件数が1件から数件のケースでは、右の「道路占用協議書」を1件ごとに作成して、自所属のパソコンのデスクトップにPDF形式で保存して下さい。

なお、道路占用物件の内容に変更がない場合は、「位置図、平面図、詳細図、現況写真、公図、要約書など」の添付書類は不要。

但し、協議書作成にあたっては、「占用の場所に占用物件が現存するか否か」、「現存する場合は安全な状態か否か」を現地で点検の上、その結果を協議書の備考欄に記載して下さい。

3. 更新対象の道路占用の同意件数が多い場合

更新対象の道路占用の同意件数が多数あり、協議書1枚でまとめて提出する場合は、次ページのとおり「道路占用協議書1枚」に「更新対象の占用物件一覧表1枚（又は2枚以上）」を添付したものを、自所属のパソコンのデスクトップにPDF形式で保存して下さい。

なお、「一覧表」は当事務所で作成し、貴所属へ送付しますので、右端の「点検確認日、点検結果」は貴所属で記入して下さい。

新規		更新	変更	令和2年4月1日付け 2高東土第 4-1号
道路占用協議書				
高知県中央東土木事務所長 様			令和7年2月28日	
〒783-0004				
住所	高知県大塚甲1592番地			
氏名	国立アバンマン研究所 所長 安部 太郎			
電話	088-863-2175			
担当者氏名	藤田 三郎			
電話	088-863-2175			
道路法第35条の規定により協議します。				
占用の目的	自動車の乗り入れのため			
占用の場所	踏線名	県道45号 南国インター線		歩道・車道 <input checked="" type="radio"/> その他
	場所	高知県大塚甲1592番地先		
占用物件	名称(種類)	道路橋		
	規模(規格)	3m x 1.8m		
	数量(延長)	5.4平方メートル		
占用の期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで (日間)			
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (内 日間)			
工事実施の方法			占用物件の構造	
			1 位置図(住宅地図程度の縮尺)	
道路の復旧方法	添付書類		2 平面図(～1/1000程度)、詳細図(横断面、構造図など)	
			3 現況写真(全景、詳細)	
			4 公図(切り図)、要約書、地積測量図(国土調査済み)	
備考				
更新内容に変更がないので、添付書類なし				
① 占用物件点検確認日: 令和7年2月25日 ② 点検結果: 安全				
記載要領				
◆ この指定様式のレイアウトを変更しないこと。枠内に収まりきらない場合は「別紙参照」と記載の上、別紙を添付すること(景レイアウトを変更すると、「AILOCK」によるデータ読み込みができなくなるため)。				
◆ 申請、更新、変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。				
1 「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属氏名を記載すること。				
2 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。				
3 変更協議にあたっては、関係する欄の枠に変更後のものを記載し、その末尾に変更前のものをく) 書きすること。				
4 「添付書類」について、国土調査の完了している地塊は、地積測量図を添付すること。				

(3, 更新対象の道路占用の同意件数が多い場合)

PDF形式で保存する場合は、「道路占用協議書(右の画面)」

を“A4サイズ、で保存して下さい。

その後、続けて、「更新対象の占用物件一覧表(下の画面)」

を“A3サイズ、で保存して下さい。

なお、データの保存名は「協議書&一覧表」として下さい。

また、前述の“2、件数が少なく、協議書1枚のデータのみ

を保存する場合は、データの保存名を「協議書1枚のみ」など

として下さい。

新規 **更新** 変更 令和 年 月 日 付け 高東土第 号

道路占用協議書

高知県中央東土木事務所長 様 令和 7 年 2 月 22 日

〒 783-0004

住 所 南国市大塚甲 1592 番地

氏 名 国立アンパンマン研究所 所長 安部 太郎

電 話 088-863-2175

担当者氏名 奥田 三郎

電 話 088-863-2175

道路法第35条の規定により協議します。

占用の目的	掘出し看板の設置等(別紙「一覧表」のとおり)	
占用の場所	路線名	別紙「一覧表」のとおり
	場 所	別紙「一覧表」のとおり
占用物件	名称(種類)	別紙「一覧表」のとおり
	規格(規格)	別紙「一覧表」のとおり
	数量(延長)	別紙「一覧表」のとおり
占用の期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日 まで (日 間)	
工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (内 日間)	
工事実施の方法	占用物件	
	の 構 造	
道路の復旧方法	添付書類	1 位置図(住宅地間程度の縮尺)
		2 平面図(=1/1000程度)、詳細図(横断面、構造図など)
		3 現況写真(全景、詳細)
		4 公園(切り図)、要約書、地積測量図(国土測所のみ)

備考
更新内容に変更がないので、添付書類なし
① 占用物件点検記録簿及び②点検結果は、別紙「一覧表」のとおり

◆更新対象の占用物件一覧表◆

番号	初期 許可 番号	干	住所	氏名	担当氏名	電話番号	路線コード	路線名	場所	目的	内容	占用料	給 ~ 終	備考	立地確認日	点検結果
1	2 高東土 4-3 号	783-0004	南国市大塚1592番地	国立アンパンマン研究所	奥田 三郎	088-863-2175	46	県道南国インター線	南国市大塚1592番地先	掘出し看板の設置	掘出し看板1基(高さ:8m、表示面積:2㎡)	免除	R7.4.1 ~ R12.3.31		R7.2.11	安全
2	27 高東土 4-13 号	783-0004	南国市大塚1592番地	国立アンパンマン研究所	奥田 三郎	088-863-2175	46	県道南国インター線	南国市大塚1592番地先	排水路の設置	排水管1本(延長:0.5m)	免除	R7.4.1 ~ R12.3.31		R7.2.11	安全
3	22 高東土 4-9 号	783-0004	南国市大塚1592番地	国立アンパンマン研究所	奥田 三郎	088-863-2175	46	県道南国インター線	南国市大塚1592番地先	川の梁入れのため	通時橋2基(=4m×0.5m)	免除	R7.4.1 ~ R12.3.31		R7.2.11	安全
4	2 高東土 4-5 号	783-0004	南国市大塚1592番地	国立アンパンマン研究所	奥田 三郎	088-863-2175	46	県道南国インター線	南国市大塚1592番地先	掘出し看板の設置	掘出し看板1基(高さ:8m、表示面積:2㎡)	免除	R7.4.1 ~ R12.3.31	廃止		

パソコンで申請するか



手続き申込

検索項目を入力 (選択) して、手続きを検索してください。

検索キーワード: 道路占用

カテゴリ選択: []

利用者選択: 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する >

分類別で探す > 五十音で探す >

手続き一覧

2024年07月03日 11時30分現在

道路法第35条の規定による道路占用協議

道路法第32条に基づく道路占用許可申請

道路占用届書

“クリック”

【高知県】 電子申請サービス

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

利用者ログイン

手続き名: 道路法第35条の規定による道路占用協議

受付期間: 2024年7月03日11時30分～

利用者登録せずに申し込むはこちら >

※ 利用者登録をするか否かは、申請者のご判断になります。このマニュアルでは、未登録の例を載せていますが、**【利用者登録される方はこちら】**の入力例も巻末に載せています。

既に利用者登録済みの方

利用者IDを入力してください

① []

パスワードを入力してください

② []

4, インターネットで **申請画面** を検索！
パソコン (又はスマートフォン) を起動し、検索サイトを開き、**高知県電子申請サービス** の文字を入力し、エンターキーを押す。

5, 【高知県】 電子申請サービスに入ったら、検索キーワードの入力欄に **道路占用** と入力する。

6, 手続き一覧の真下に **道路法第35条の規定による道路占用協議** が表示されるので、そのボタンをクリックする。

7 (1), **利用者登録せずに申し込む方はこちら >** をクリックする。

クリック

7 (2), **既に利用者登録済みの方は**
① 利用者 “ID”、入力
(ID = メールアドレス)
② ①の後にパスワード入力

8, 利用者登録せずに申し込む方はこちら >

をクリックすると、以下の画面が現れるので、内容確認の上“同意する、”をクリックする。

9, “同意する、”をクリックすると、以下の画面が現れるので、現在、操作中のパソコン（又はスマートフォン）のアドレスを入力する。

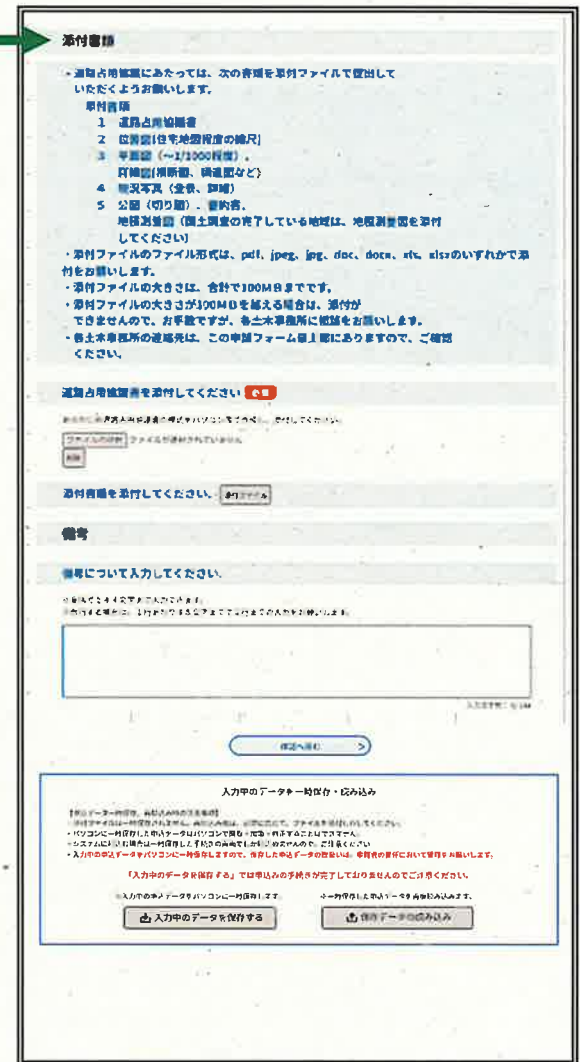
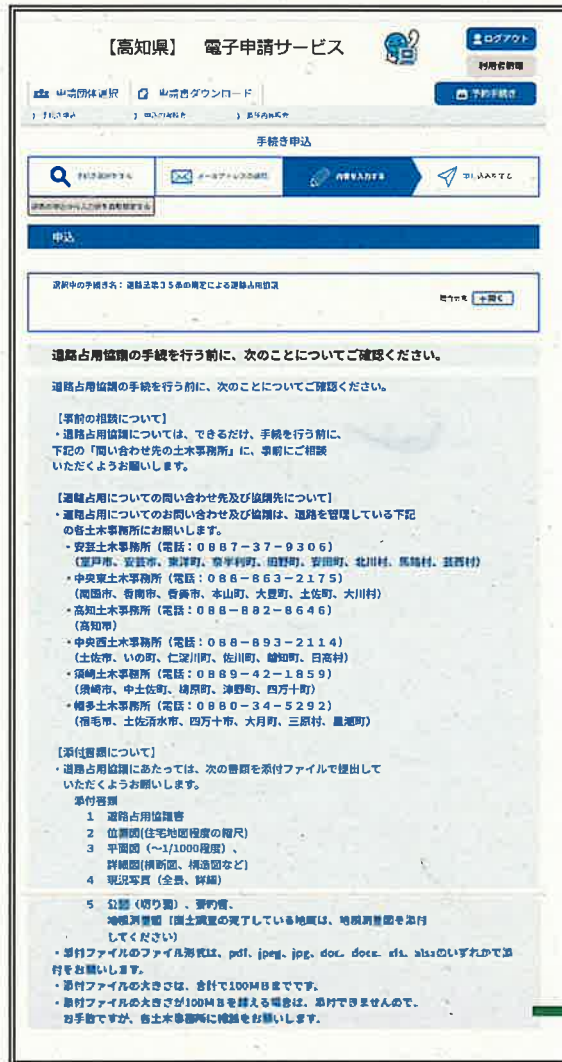
10, 左下の画面のとおり連絡先メールアドレスを1度入力し、さらに確認用を入力後、完了ボタンをクリックすると、下の画面のとおり、登録したメールアドレスにて、県庁からメールが届く。

11, 上の受信メールの文書中にある「◆パソコン、スマホはこちらから」の真下の“URL (https:///~)”をクリックすると、道路占用協議書の画面が現れる。

12, 受信メールの「URL」をクリックすると、「道路占用協議書」の入力画面が現れる。

入力項目は、「申請者(法人名)」、「申請者(代表者職氏名)」、「申請者(郵便番号)」、「申請者(住所)」、「担当者(連絡先) 氏名。」、「担当者(連絡先) 電話番号。」、「協議書を提出する土木事務所(選択ボタンをクリック)」、「協議区分を選択(更新ボタンをクリック)」、「担道路路占用協議書を添付してください(ファイルの選択ボタンをクリック)」, その直後、「あらかじめパソコンのデスクトップに保存したデータを選択」。

なお、入力項目への具体的な入力方法については、次ページ以降で個別に説明する。



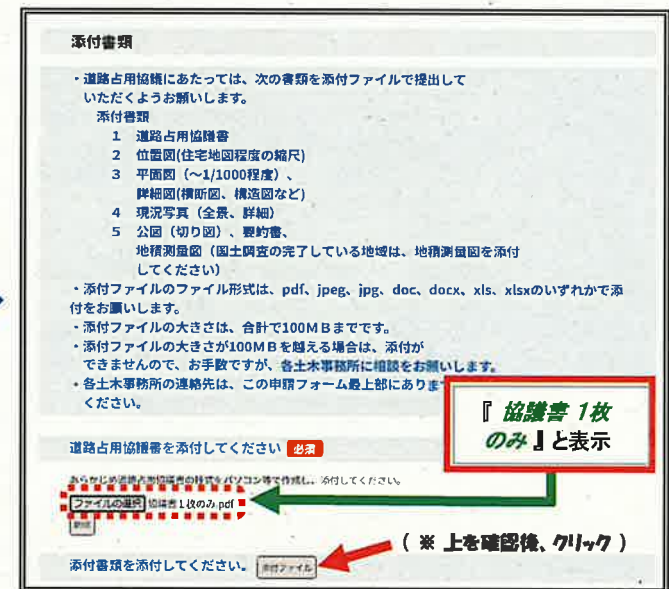
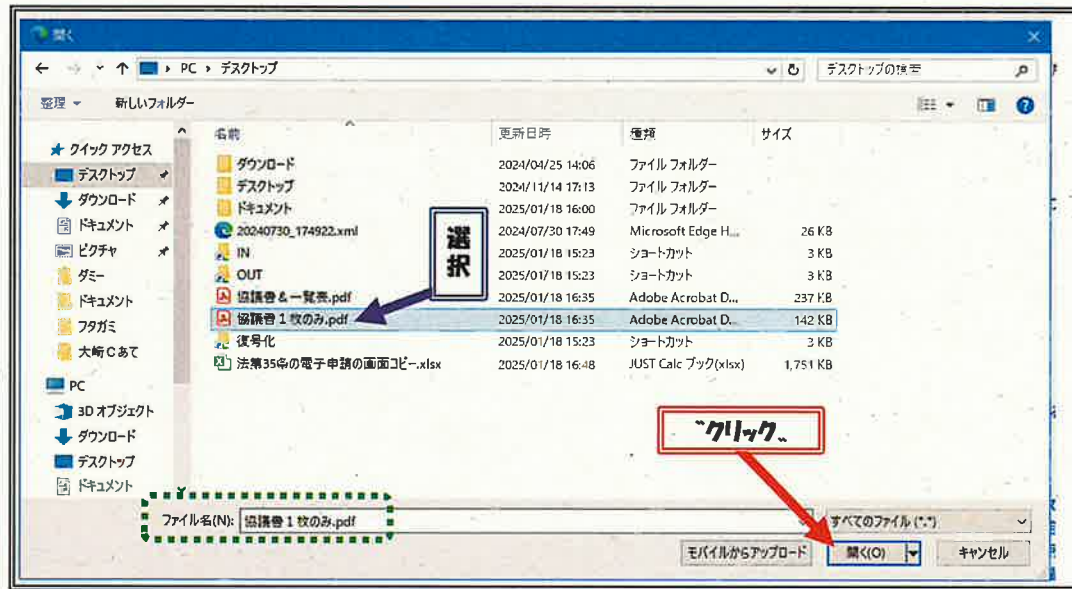
13, 申請者の『法人名』、『代表者職氏名』、『郵便番号』、『住所』を入力

14, 担当者 (連絡先) の『氏名』、『電話番号』、『協議書を提出する土木事務所』、『申請区分 (更新)』を入力

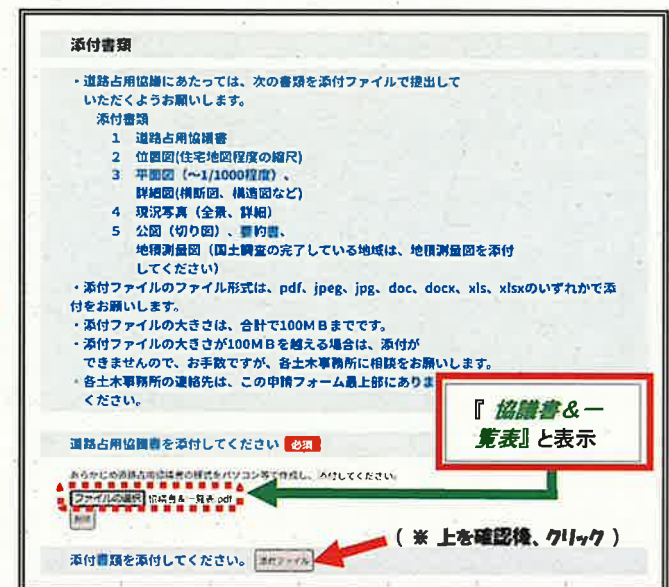
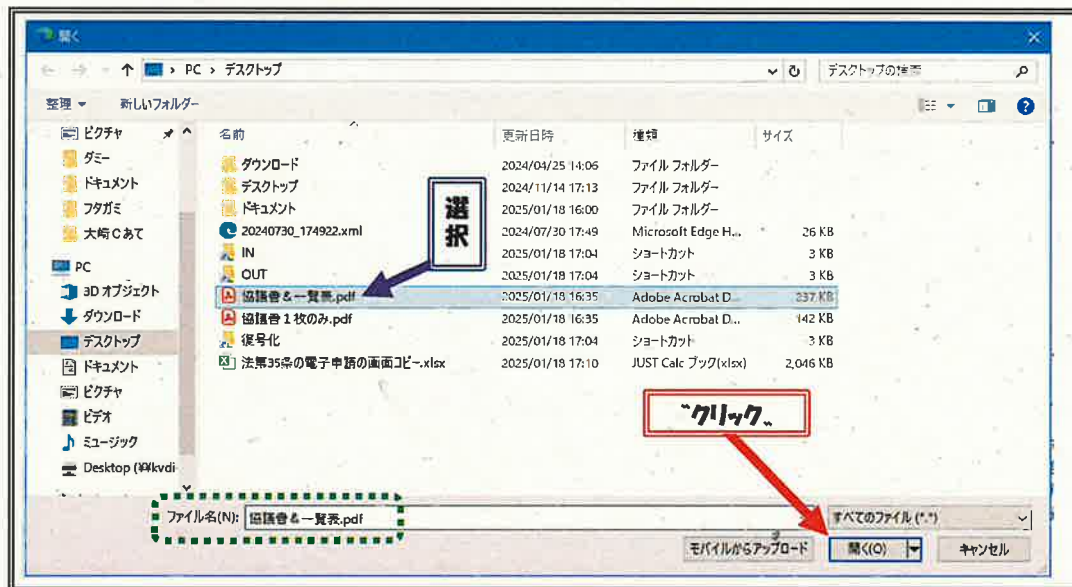
15, 下の『ファイルの選択』をクリックすると、最下段の『16(パソコンのデスクトップの保存データ一覧)』が現れる。

16, 『ファイルの選択』をクリックすると、以下の画面が現れる。

17 (1), 前ページで説明した『協議書1枚のみ(PDF)』を選択後、右下の“開く..”をクリックすると、電子申請の画面上に戻り、以下の表示に変わる。



17 (2), 前ページで説明した『協議書&一覧表(PDF)』を選択後、右下の“開く..”をクリックすると、電子申請の画面上に戻り、以下の表示に変わる。



★【利用者登録される方はこちら】の“入力手順、は以下のとおり”

⑥ 以下へ入力後『確認へ進む』をクリック

① 利用者登録される方はこちら をクリック

② 同意するをクリック

③ 現在、操作中のパソコンのアドレス等を入力後、

法人、を選択

※作業中の PC 等 “メルアド、を入力”

④ メール送信完了の画面表示が出たら、『一覧へ戻る』を押した後、システム から ログアウト

⑤ 受信メール中の “URL” をクリック

電子申請システム 起動

【高知県】 電子申請サービス

※ パスワードは、
6桁以上の半角英数。
例えば “6桁の数字、
の組合せでも登録可”

担当者の氏、
名、役職
氏名には
フリガナ併記

法人の名称、
法人の代表
者職氏名
法人名や
氏名には
フリガナ併記

※ 桁を半角数字入力
(例) 7830004

※ 住所を漢字等入力
(例) 南国市大塚甲
1592番地

